

## 令和 7 年第 12 回堺市教育委員会議事録

開 催 日	令和 7 年 12 月 26 日 (金曜)
場 所	堺市役所 高層館 20 階第 1 特別会議室
会 議 種 類	定例会
議 案	報告第 7 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度 堺市一般会計補正予算）について 報告第 8 号 市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）について 報告第 9 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 報告第 10 号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 議案第 42 号 堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について 議案第 43 号 令和 8 年度全国学力・学習状況調査の参加について 議案第 44 号 令和 8 年度小学生すくすくウォッチの参加について 議案第 45 号 中央図書館再整備に向けた基本的な考え方について
その他の報告	① 堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について ② いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）
教 育 長	関百合子教育長
出 席 委 員	豊岡敬委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員 中村善彦委員
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 北野雅史教委総務部長 西尾朋章教委総務課長 守谷奈津美教職員人事部長 宇野敬子教職員企画課長 渡邊耕太学校教育部長 松本展典学校保健体育課長 江川玲子生徒指導課長 村垣真章生徒指導課主任指導主事 井村美穂教育センター所長 尾下英夫能力開発課長 南健次中央図書館長 田中千鶴子中央図書館部理事 松好由実中央図書館総務課長 居谷達矢教育政策課長 杉本篤史教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開 会 宣 言	午前 10 時 00 分
関百合子教育長	これより、令和 7 年第 12 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第 15 条の規定により、傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
杉本篤史教育政策 課課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席しています。 また、事務局におきましては案件に係する理事者全員が出席しています。

関百合子教育長	<p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>先にお送りしました、令和7年第11回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議事録は承認されました。</p>
---------	---

(日程第1 報告第7号及び第8号は一括審議)

【案 件】	<p>日程第1 報告第7号 市長からの意見聴取（令和7年度 堺市一般会計補正予算）について 報告第8号 市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）について</p>
関百合子教育長	<p>それでは日程に入ります。</p> <p>「報告第7号 市長からの意見聴取（令和7年度堺市一般会計補正予算）について」及び 「報告第8号 市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）について」の計2件を一括して審議することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、日程第1 報告第7号と報告第8号の計2件を一括して議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 西尾朋章 教委総務課長	<p>報告第7号 市長からの意見聴取（令和7年度堺市一般会計補正予算）について説明します。</p> <p>本件は、令和7年度堺市一般会計補正予算（第4号）について、令和7年第4回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和7年11月27日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>それでは、資料3/5ページの別紙1第1表歳出予算補正をご覧ください。人事委員会勧告を踏まえた給与改定等に伴う人件費の増として、歳出予算18億4715万円を増額補正します。次に、資料5/5ページの令和7年度補正予算（12月補正）をご覧ください。</p> <p>補正額の内訳は、1つめ、人事委員会勧告に伴う人件費の増として、教育委員会事務局職員に係るものについて1億3752万9千円の増額、学校園の教職員に係るものについて16億4735万7千円の増額をするものです。</p> <p>2つめ、給特法改正に伴う教職員の処遇改善に必要となる人件費の増として、教職調整額について4926万6千円の増額、管理職の本給加算について366万4千円の増額、義務教育等教員特別手当については、学級担任加算分で3475万3千円の増額、義務教育等教員特別手当の一率支給の調整分で2541万9千円の減額を行なうものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
【説 明】 宇野敬子 教職員企画課長	<p>報告第8号 市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について説明します。</p> <p>本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市</p>

	<p>長から意見を求められたものです。本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和7年12月1日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容については、人事委員会勧告を踏まえた給料及び期末勤勉手当の改定、給特法改正に伴う教職調整額の段階的引き上げ等に係る所要の改正、また堺市職員等の旅費に関する条例の全部改正及び堺市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行ったものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問・ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
(日程第2 報告第9号及び第10号は一括審議)	
【案 件】	<p>日程第2 報告第9号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 報告第10号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p>
関百合子教育長	<p>次に、</p> <p>「報告第9号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」及び 「報告第10号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」の計2件を一括して審議することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、日程第2 報告第9号と報告第10号の計2件を一括して議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 西尾朋章 教委総務課長	<p>報告第9号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について説明します。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和7年12月23日に教育長において臨時に代理しましたので、報告し、承認を求めるものです。</p> <p>改正の趣旨については、令和7年堺市人事委員会勧告を踏まえ、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則が一部改正されたことに伴い、教育委員会が任命する会計年度任用職員の基本報酬及び期末手当等の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正等を行うものです。</p>

	<p>改正内容について、1つめは非常勤講師の時間額報酬を3,040円から3,130円に引き上げるものです。</p> <p>2つめは会計年度任用職員の期末手当について令和7年12月に支給するものの支給割合を100分の125から100分の127.5に引き上げるものです。</p> <p>3つめは会計年度任用職員の期末手当について令和8年6月以降に支給するものの支給割合を100分の127.5から100分の126.25にするものです。</p> <p>4つめはその他規定の整備を行うものです。</p> <p>施行期日について、1つめの非常勤講師の時間額報酬に係る改正規定については、令和8年1月1日から、3つめの令和8年6月以降の支給割合を改正するものについては、令和8年4月1日から施行します。2つめの令和7年12月の支給割合を改正する規定については令和7年12月1日から適用するものです。4つめのその他の規定の整備については、公布の日から施行します。</p> <p>説明は以上です。</p>
<b>【説明】</b> 宇野敬子 教職員企画課長	<p>報告第10号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について説明します。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和7年12月23日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容については、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴い、昇格時及び降格時の号給並びに勤勉手当について所要の改正を行うものです。また、堺市職員の給与に関する条例の一部改正により、公示送達の実施方法を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありますか。</p> <p>ご質問・ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
<b>【採決】</b>	承認
(日程第3 議案第42号)	
<b>【案件】</b>	日程第3 議案第42号 堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	<p>次に、</p> <p>「議案第42号 堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<b>【説明】</b> 宇野敬子 教職員企画課長	<p>議案第42号 堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について説明します。</p> <p>本件は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴い、本規則に規定する義務教育等教員特別手当額表の額の改定並びに加算対象業</p>

	<p>務及び加算額について定めることとし、所要の改正を行うものです。</p> <p>その内容は、義務教育等教員特別手当の額について、高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に係る義務教育等教員特別手当額表の額を改定し、小中学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員のうち小中学校に勤務する者に係る義務教育等教員特別手当額表の額を改定し、小中学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員のうち幼稚園に勤務する者に係る義務教育等教員特別手当額表を新たに規定するものです。</p> <p>加算対象業務については、基準日において、教育職員のうち、その職務の級が1級又は2級である者で、小学校又は中学校の支援学級及び特別支援学校の学級を担任する業務を含む学級を担任する業務並びに高等学校のチーフです。</p> <p>また、令和8年1月1日から令和13年12月31日までの間においては、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の学年主任の業務、生徒指導主事の業務、教務主任の業務、中学校、高等学校又は特別支援学校の進路指導主事の業務、高等学校の学科長の業務、特別支援学校の部主任の業務を担当する者を対象とします。加算額については、1つの学級を複数の教育職員で担当している場合及び高等学校のチーフの業務については、1,500円を、その他は3,000円とします。</p> <p>本規則は、令和8年1月1日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>ご質問・ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決
(日程第4 議案第43号及び議案第44号は一括審議)	
【案件】	<p>日程第4 議案第43号 令和8年度全国学力・学習状況調査の参加について 議案第44号 令和8年度小学生すくすくウォッチの参加について</p>
関百合子教育長	<p>次に、 「議案第43号 令和8年度全国学力・学習状況調査の参加について」 及び 「議案第44号 令和8年度小学生すくすくウォッチの参加について」の計2件を一括して審議することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、日程第4議案第43号と議案第44号の計2件を一括して議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】 尾下英夫 能力開発課長	<p>議案第43号「令和8年度全国学力・学習状況調査の参加について」及び議案第44号「小学生すくすくウォッチの参加について」説明します。</p> <p>本件は、これら2つの調査について、文部科学省及び大阪府教育庁から参加についての意向確認があり、堺市教育委員会として本調査に参加することについて、審議いただくものです。</p>

	<p>はじめに、議案第 43 号をご覧ください。全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況について、把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図り、検証改善に向けた取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するものです。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること等を目的として、小学 6 年生と中学 3 年生を対象に令和 8 年 4 月 23 日（木）に悉皆調査として実施するものです。</p> <p>令和 8 年度の実施教科について、小学校は国語、算数、中学校は国語、数学、英語です。児童生徒質問調査については、CBT 方式で行います。中学校英語においては、3 年に 1 度の実施であり、令和 8 年度から CBT 方式で行います。また、中学校英語における「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する調査は、4 月 20 日（月）から 23 日（木）までの間で生徒質問調査と同日に実施します。なお、「話すこと」に関する調査は、文部科学省が選定する 500 校程度の学校では、4 月 24 日（金）、27 日（月）のいずれか 1 日で実施し、それ以外の中学校においては、4 月 28 日（火）から 5 月 29 日（金）までの間で実施します。</p> <p>次に、議案第 44 号をご覧ください。小学生すくすくウォッチは、小学 5、6 年生を対象に府内のこどもたちそれが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実につけ、その結果分析を基に学校教育の改善・充実等に取り組むことを目的に、令和 8 年 4 月 22 日（水）から 4 月 30 日（木）までの間に悉皆調査として実施するものです。</p> <p>調査内容として、5 年生は、国語、算数、理科及び教科横断型問題とアンケート、6 年生は、理科、教科横断型問題とアンケートで構成されます。なお、今年度同様、児童及び教員アンケート調査については、他の調査にて代替できることから、それぞれの負担を考慮し、受検しないと考えています。</p> <p>以上の調査に参加し、調査結果のデータ等を、学校教育の改善・充実に役立てることは有意義であり、本市の教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることができます。また、学校における教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることができることから、調査に参加したいと考えています。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありますか。</p>
長田翼委員	<p>質問が 2 点あります。</p> <p>1 点めは、令和 8 年度全国学力・学習状況調査の参加について、中学校英語は 3 年ごとに受けけるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>2 点めは、当日欠席した児童生徒の受験実施はどのように対応しているのでしょうか。</p>
尾下英夫 能力開発課長	<p>1 点め、中学校英語については 3 年に一度程度実施されており、前回は令和 5 年度に受けています。</p> <p>2 点め、欠席した児童生徒については、後日実施し、当日実施とは異なる方法で回収され、全体の結果には反映されませんが、個人の結果は返却されます。</p>
関百合子教育長	<p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決

【案 件】	日程第5 議案第45号 中央図書館再整備に向けた基本的な考え方について
関百合子教育長	<p>次に、</p> <p>「議案第45号 中央図書館再整備に向けた基本的な考え方について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 田中千鶴子 中央図書館部理事	<p>議案第45号 中央図書館再整備に向けた基本的な考え方について説明します。</p> <p>本件は、中央図書館を建築し、54年が経過して施設の老朽化が見られるため、中央図書館の再整備に向けた基本的な考え方を示すものです。</p> <p>内容について、資料をもとに説明します。</p> <p>資料6/13ページをご覧ください。</p> <p>「1. 「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」の位置づけ」にありますように、本考え方は令和2年に策定した「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」に示す基本理念、サービスの基本方針、具体的な方向性を実現するため、図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、教育委員会として中央図書館の再整備に向けた基本的な考え方について示すものです。</p> <p>同じく6/13ページから7/13ページにかけて「4. 現在の中央図書館の機能について」では、現在の中央図書館が市立図書館全館のバックアップ機能（中央図書館センター機能）と、貸出・返却・レファレンス等の利用者サービスによる地域の図書館としての機能（中央図書館パブリックサービス機能）の2つの機能を担っていることを示しています。</p> <p>建替候補地については8/13ページ「6. 中央図書館再整備の建替候補エリアについて」で建替候補エリアとして「都心部」、「大仙公園周辺エリア」、「都心部と大仙公園周辺エリアで機能・役割を分離」の3案の特色と課題を列举しています。</p> <p>これらの建替候補エリア検討のために、9/13ページ「7. 中央図書館センター機能・中央図書館パブリックサービス機能のこれから」で両機能について、「今後めざすサービスと、サービスを実現させるために必要な図書館機能」について整理し、詳細を10/13ページ以降で説明しています。</p> <p>中央図書館センター機能については、「深い学びの研究拠点」としての機能・市立図書館全体の資料管理、全館運営支援にあたる機能を必要な図書館機能とし、10/13ページから11/13ページで必要な諸室について現在の中央図書館が担っている機能から整理しました。</p> <p>中央図書館パブリックサービス機能については、図書や資料の提供による個人的な学習支援機能・図書や資料のほか、館（施設）を有効活用して「人が集い、交流する場所」を創出する機能・場を活用した地域の課題解決につながる機能・利用目的に応じた居心地の良い空間、家や学校、職場以外の第三の場（サードプレイス）としての機能を必要な図書館機能としています。</p> <p>これらに必要な諸室については、今後市民、専門家、関係部局等から幅広く意見を聴取し「基本構想」を策定する際に考えていくものとしています。</p> <p>これらを踏まえ、12/13ページ「12. 中央図書館センター機能、中央図書館パブリックサービス機能の特色を踏まえた整備について」において、「中央図書館センター機能及び中央図書館パブリックサービス機能それぞれのめざすサービスをより効率的に実施する観点から、「都心部と大仙公園周辺エリアで機能・役割を分離」を最良として検討を進めること」としました。</p> <p>また、13/13ページ「13. 今後について」では今後再整備の候補地の選定を進めること、「中央図書館パブリックサービス機能」のあり方について基本構想を策定することを示しています。</p> <p>なお、本考え方は、とりまとめ時点のものであり、資料6/13ページ「1. こ</p>

	<p>の考え方の位置づけ」にありますように、今後の進捗状況や社会情勢の変化等により必要な見直しを行う場合があります。 説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありますか。</p> <p>ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【その他の報告①】	堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について
関百合子教育長	<p>それでは、 「その他の報告① 堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について」を報告します。 詳細については、担当課長から説明します。</p>
【説 明】 松本展典 学校保健体育課長	<p>その他の報告① 堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について説明します。</p> <p>資料 1/4 ページをご覧ください。令和 4 年 12 月、スポーツ庁及び文化庁から示されたガイドラインにおいて、自治体における推進計画の策定が求められました。</p> <p>このことを受け、堺市では、令和 6 年 10 月に取組状況等を報告書として整理しました。</p> <p>「具体的取組」は報告書を踏まえ、国が示す改革実行期間である令和 8 年度から令和 13 年度における、本市の取組対応を中心に示すものです。</p> <p>素案の内容を説明します。資料 2/4 ページをご覧ください。</p> <p>1 背景・目的として、国が示す部活動地域連携・地域展開の目的、方向性、予定を記載しています。また、本市の対応として、こども、学校、地域の 3 つの視点で具体的な取組を構築すること、「第 4 期未来をつくる堺教育プラン」「シンポジウム、こどもがスポーツ・文化芸術活動に求めるもの」「堺市立学校園ウェルビーイング向上のための取組指針」から望ましい姿を検討すると記載しています。シンポジウムの内容は資料 4/4 ページに示しています。</p> <p>2 望ましい姿と想定される課題では、3 つの視点から、望ましい姿、想定される課題を記載しています。</p> <p>3 取組の基本的な考え方・方向性では、それぞれのこどもが「学び・成長」を実感できるスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することを基本的な考え方とした上で、3 つの視点から取組の方向性を記載しています。</p> <p>4 具体的取組の内容では、具体的取組の内容を 3 つの視点ごとに記載しています。こども視点として、指導者に関することなどを学校視点として、活動時間や拠点校に関するなどを地域視点として、地域クラブ活動の進め方や専門的な指導機会の拡充などを記載しています。</p> <p>5 協議会の設置では、「堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会」を設置し、部活動及び地域クラブ活動のあり方などについて、検討を行うことを記載しています。</p> <p>6 ロードマップ（3 つの視点別の取組）では、今後のロードマップを記載しています。令和 10 年度に協議会において中間評価を行います。</p> <p>今後のスケジュールですが、具体的取組の案の内容について、市議会及び</p>

	<p>堺市自治連合協議会に共有します。</p> <p>その後、府内委員会である「堺市立中学校部活動地域連携等推進府内委員会」において、具体的な取組を確定します。</p> <p>令和8年3月に改めて教育委員会会議において報告後、本市HPにおいて具体的な取組を公表します。令和8年4月には堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会を設置し、具体的な取組の推進に向け、協議・検討を進めます。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありますか。</p>
長田翼委員	<p>部活動のあり方が変わることは、地域や保護者にとって未経験の大きな変化であり、不安を抱く方が多いと考えられます。特に保護者にとっては、拠点校への移動方法など、不安があると思います。一方で、この取組の目的は、こどもたちがスポーツや文化芸術活動を体験できる機会を増やすことであり、この目的がしっかりと伝わるよう、情報発信の際にはその点に焦点を当て、丁寧に説明していただきたいと思います。</p>
松本展典 学校保健体育課長	<p>部活動に対する基本的な考え方として、こどもが学び、成長できるよう活動の機会を提供することを重視しています。部活動や地域連携・地域展開は、少子化に伴うやむを得ない対応ではなく、こどもの活動機会を適切に確保するための取組であるということを今後の情報発信においても、丁寧に伝えていきたいと思います。</p>
大内秀之委員	<p>資料の最後に記載されている意見集約の「こどもたちがスポーツ・文化芸術に求めること」が最も重要であると思います。変革の過程においても、これらこどもたちの大事な声を見失わないよう取り組んでほしいと思います。</p>
松本展典 学校保健体育課長	<p>こどもの視点というのは非常に重要な視点だと思っていますので、こどもたちのために行っているということを忘れずに取り組んでいきたいと思っています。</p>
関百合子教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>その他の報告② いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)は、関係児童生徒等のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>これより秘密会となりますので関係者以外の退席を求めます。</p> <p>それでは、その他の報告② いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)報告します。</p> <p>詳細については、担当課長より説明します。</p>
(その他の報告②は秘密会)	
【その他の報告②】	いじめ重大事態について (学校調査の終了報告)
関百合子教育長	<p>それでは、その他の報告② いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)について報告します。</p> <p>詳細については、担当課長より説明します。</p>
【説明(要旨)】 江川玲子 生徒指導課長	令和5年8月18日開催の教育委員会定例会で報告しました、いじめ重大事態について調査結果が学校から教育委員会に提出されましたので、報告するものです。
閉会宣言	午前11時10分

関百合子教育長

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。  
これをもって、令和7年第12回教育委員会を閉会します。